

会員情報に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第49条に基づき、本医学会が保有する会員情報の保護及びその有効利用に関する事項について定めるものである。

(定義)

第2条 本規則の「会員情報」とは、本医学会のオンラインシステム、電子メール、郵便、ファクス等で会員から提供を受けた氏名、住所、電話番号、ファクス番号、電子メールアドレス、所属機関名、役職、所属先住所、その他連絡先等および本医学会が会員に提供した会員番号等、特定の個人を識別できる情報をいう。

(会員情報の収集)

第3条 会員情報の収集は、本医学会の事業目的に添って行う調査・研究、サービス提供、会員名簿の作成および過去に集められた会員情報の更新の場合に限るものとする。

(会員情報の管理)

第4条 会員情報は、次の各号により管理する。

- (1) 収集した会員情報が外部に漏洩したり、破壊や改ざんを受けたり紛失することのないよう厳重に管理するものとする。
- (2) オンラインシステムで会員情報を通信する場合は情報の暗号化などを行い、特に情報の保護に配慮するものとする。
- (3) 保存された登録情報の管理は、漏洩の防止措置を講ずるものとする。
ただし、技術上予期し得ない方法による不正アクセスなどにより改ざん、漏洩などの被害を受けた場合には、本医学会はその責を負わないものとする。

(会員による個人情報の管理)

第5条 会員による個人情報の管理は、次の各号により管理する。

- (1) 会員は、会員個人の情報を管理するため、会員番号を付与されるものとする。
- (2) 会員は、会員番号とパスワードおよび会員からの直接的な学会事務局への連絡によって会員情報を管理するものとする。
- (3) 会員は、パスワードを適宜変更するなど自己の責任で管理するものとする。

(会員情報の開示・提供)

第6条 会員情報は、次の各号に掲げる場合に限り開示できる。

- (1) 会員情報提供者が情報の開示または提供に同意・承諾した場合
- (2) 次の各項に掲げる場合には、会員情報提供者に同意を得ることなく開示することがある。
 - 1) 本医学会の事業に必要な場合、必要最小限の範囲で守秘義務契約を結んだ上で外部委託業者に提供することがある。
 - 2) 会員情報の統計を、個人を特定する情報を含まない形で第三者に提供することがある。
- (3) 会員情報は、次の各項のいずれかの場合には収集目的以外の目的に開示また

は提供することがある。

- 1) 法的な手続きに基づき、公的機関から開示または提供をもとめられた場合
 - 2) 本医学会の事業に沿って行う情報配信サービスや、本医学会の運営上必要な事務連絡等の目的で電子メール等を送信するため、個人情報を利用する場合
 - 3) 会員が、他の会員の氏名、住所、勤務先、電話番号等を正当な利用目的を付して書面で申し出た場合
 - 4) その他、理事会で承認された事業計画を達成するため正当な理由がある場合
- (4) 会員情報の宛名ラベルの提供は、次の各項のいずれかの場合に提供することがある。
- 1) 年次学術集会、地方会組織及び専門医会の責任者から、学術集会や研修会の開催通知に利用するなど、本医学会の発展に寄与する目的を付して書面で申し出た場合は、無償で提供する。
なお、提供された会員情報の管理は、提供を受けた者の責任とする。
 - 2) 会員から、本医学会に属さない学術集会や研修会の開催通知など、会員の利益に資する利用目的を付して書面で申し出た場合は、有償で提供することがある。
 - 3) 会員の個人的な利用目的による申し出については、提供しないものとする。

(事務局職員の責務等)

第7条 事務局職員の会員情報の取り扱いに関する遵守事項は、別に定める。

(規則の制定及び改廃)

第8条 本規則の制定及び改廃は理事会の議を経て、理事長が行い、全会員に速やかに周知する。なお、本医学会が会員情報に関する個別の規定を制定した場合は、個別の規定を優先して適用する。

附 則

本規則は、平成20年 9月27日より施行する。

本規則は、平成26年11月29日より施行する。